



1. 格付けの種類と記号の定義

(1)長期格付け

AAA	債務履行の確実性が最も高い。
AA	債務履行の確実性は非常に高い。
A	債務履行の確実性は高い。
BBB	債務履行の確実性は認められるが、上位等級に比べて、将来債務履行の確実性が低下する可能性がある
BB	債務履行に当面問題はないが、将来まで確実であるとは言えない。
B	債務履行の確実性に乏しく、懸念される要素がある。
CCC	現在においても不安な要素があり、債務不履行に陥る危険性がある。
CC	債務不履行に陥る危険性が高い。
C	債務不履行に陥る危険性が極めて高い。
D	債務不履行に陥っている。

AA から B までの格付記号には同一等級内での相対的位置を示すものとして、プラス (+) もしくはマイナス (-) の符号による区分があります。

- (a) 当社の長期格付けは、期限 1 年を超える債務について約定通り履行される確実性の程度を比較できるように等級をもって示すものです。
- (b) 長期格付けの対象としては、債券、発行プログラム（ミディアム・ターム・ノート・プログラム等）など発行者が負う個別の債務のほか、債務者の包括的な債務返済能力を示す長期優先債務や保険金支払能力などがあります。
- (c) 資産流動化商品に対する格付け、および優先株などハイブリッド証券に対する格付けについても上記記号で表します。
- (d) 長期格付けの格付記号の定義において「債務不履行」と言う場合、格付対象債務の元利金支払が当初約定通りに履行されない状態を指します。これには、債務者について、破産、会社更生、民事再生、特別清算、商法に基づく会社整理といった法的手続きが申立てられるなど、元利金支払が当初約定通りに履行されることが不可能と判断される状態も含まれます。ただし、長期優先債務格付けにおいて、債務者救済を目的として債権放棄やデット・エクイティ・スワップなどに応じた特定の債権者が元利金支払を当初約定通りに受けられない状態は除きます。

(2)短期格付け

- | | |
|-----|---|
| J-1 | 短期債務履行の確実性が最も高い。「J-1」の中でも特に短期債務履行の確実性の高いものについては「J-1+」で表す。 |
| J-2 | 短期債務履行の確実性は高いが、J-1 より若干劣る。 |
| J-3 | 短期債務履行の確実性は認められるが、環境の悪化による影響を被りやすい。 |
| NJ | 上位等級より、短期債務履行の確実性が劣る。 |
| D | 債務不履行に陥っている。 |

- (a) 当社の短期格付けは、期限 1 年以内の債務について約定通り履行される確実性の程度を比較できるように等級をもって示すものです。
- (b) 短期格付けの対象としては、コマーシャル・ペーパー・プログラム（電子CPを含む）など発行者が負う個別の債務のほか、債務者の短期の包括的な債務返済能力を示す短期優先債務などがあります。
- (c) 資産流動化商品に対する格付けについても上記記号で表します。

(3)長期優先債務格付けと短期優先債務格付け

長期優先債務格付けとは、債務者（発行体）の債務全体を包括的に捉え、その債務履行能力を評価したものです。このうち、期限 1 年以内の債務に対する債務履行能力を評価したものを短期優先債務格付けと位置づけています。個別債務の評価（債券の格付け、ローンの格付け等）では、債務の契約内容、債務間の優先劣後関係、回収可能性の程度も考慮するため、個別債務の格付けが長期優先債務格付けと異なること（上回ること、または下回ること）もあります。

(4)サービサー格付け

- | | |
|----|---|
| S1 | サービシング業務を遂行する能力が極めて高い。 |
| S2 | サービシング業務を遂行する能力が高い。 |
| S3 | サービシング業務を遂行する能力が標準的である。 |
| S4 | サービシング業務を遂行する能力が標準的であるが、一部に改善を要する点がある。 |
| S5 | サービシング業務を遂行する能力が標準的な水準に達しておらず、改善を要する点が多い。 |

S2～S4 格については+、-によるノッチ差をつけることがあります。

- ・サービサー格付けは「債権管理回収業に関する特別措置法」（1999 年 2 月施行）上の債権回収会社を主な対象とします。

(5) ファンド信用格付け

F-AAA ファンドの運用対象等に基づく信用力が、**AAA** の格付けを持つ債券と同等。
F-AA ファンドの運用対象等に基づく信用力が、**AA** の格付けを持つ債券と同等。
F-A ファンドの運用対象等に基づく信用力が、**A** の格付けを持つ債券と同等。
F-BBB ファンドの運用対象等に基づく信用力が、**BBB** の格付けを持つ債券と同等。
F-N 上位等級のどの等級にも含まれない。

F-AA、**F-A**、**F-BBB** の格付記号には同一等級内での相対的位置を示すものとして、プラス (+) もしくはマイナス (-) の符号による区分があります。

(6) ファンド信用格付け（短期）

F-J1 ファンドの運用対象等に基づく信用力が、**J-1** の格付けを持つ債券と同等。
F-J2 ファンドの運用対象等に基づく信用力が、**J-2** の格付けを持つ債券と同等。
F-J3 ファンドの運用対象等に基づく信用力が、**J-3** の格付けを持つ債券と同等。
F-NJ ファンドの運用対象等に基づく信用力が、**NJ** の格付けを持つ債券と同等。

F-J1 の中でも、特に信用力の高いものと考えられるファンドの場合、**F-J1+** で表わす場合があります。

2. p（ピー）格付け

p(ピー)格付けとは、格付対象先からの依頼に基づかず、公開情報等に基づき、当該格付対象先の了解を得た上で公表する格付けです。依頼に基づく格付けと区別するため格付記号の後に「p」を表示しています。また、すべての p 格付けにおいて、格付対象先の格付プロセスへの参加を得ています。

3. 格付の見直し

「格付けの見直し」は、長期優先債務格付けまたは保険金支払能力格付けが中期的にどの方向に動き得るかを示すもので、「ポジティブ」、「安定的」、「ネガティブ」、「不確定」「方向性複数」の 5 つからなります。

今後格上げの方向で見直される可能性が高ければ「ポジティブ」、今後格下げの方向で見直される可能性が高ければ「ネガティブ」、当面変更の可能性が低ければ「安定的」となります。

ごくまれに、格付けの見直しが「不確定」または「方向性複数」となることがあります。格上げと格下げいずれの方向にも向かう可能性がある場合に「不確定」となり、個別の債券や銀行ローンの格付け、長期優先債務格付けなどが異なる方向で見直される可能性が高い場合には「方向性複数」となります。

4. クレジットモニター

当社が発表した格付けにつき、定期的な見直しを行う場合に加えて、戦争、大きな事故、合併、訴訟、行政措置、大幅な業況の変化など格付け変更の可能性があると判断した場合には、クレジットモニターの対象とし随時格付けの見直し作業を行うとともに、その旨を「クレジットモニターの対象とした」と発表します。クレジットモニターの対象となった格付けには、それが解除となるまで格付記号の前に「#」が付けられます。

クレジット・モニターの対象となった全ての格付けについて「見直し方向」が付記されます。「見直し方向」はクレジット・モニターの対象となった格付けがどの方向で見直されるかを示すもので、「ポジティブ」、「ネガティブ」、「方向性不確定」の3つからなります。格上げの方向で見直される場合には「ポジティブ」、格下げの方向で見直される場合には「ネガティブ」、格上げと格下げいずれの方向にも向かう可能性がある場合に「不確定」となります。

5. 格付けの「保留」「撤回」について

当社の格付けは、情報入手が困難となった場合や客観的な情勢に重大な変化が生じた場合などには「保留」「撤回」することがあります。格付けの見直しを行うのに必要な情報の入手が困難あるいは不可能となった場合には既格付けを「保留」とします。また、情報提供について発行体からの協力が得られず将来にわたって格付けの見直し作業が不可能と判断される場合は「撤回」とします。

6. 予備格付けと本格付けについて

(1) 予備格付け

予備格付けは、格付対象債券の具体的な起債計画が決まっていないときや、事前準備のために、将来起債する債券にどの程度の格付けが付与されるかあらかじめ知るために行われます。通常、一定の起債条件（債券の種類、金額など）および契約内容（財務上の特約など）を想定して格付けします。予備格付けの有効期間は、原則として格付結果の通知日から1年間です。

(2) 本格付け

本格付けは、具体的な発行要項が決まった発行予定債券について行われます。

(3) 予備格付けから本格付けへの切り替え

発行者の状況、起債条件などに大きな変化があった場合や、財務上の特約の内容が投資家保護の点で不十分な場合など、格付けを変更する特段の事由がない限り、通常は予備格付けの結果がそのまま本格付けの結果となります。

以上